政令第十一号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」を削る。

附　則

この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び6の項」を「及び7の項」に、「⑽の1の項」を「⑽の3の項」に、「㉝」を「㉝の1の項」に改める。

別表第一の表二の第一の四のロの⑴中7の項を32の項とし、6の項を27の項とし、同項の次に次の四項を加える。

28	*Hynobius tsurugiensis*（ツルギサンショウウオ）
29	*Hynobius utsunomiyaorum*（ヒバサンショウウオ）
30	*Hynobius vandenburghi*（ヤマトサンショウウオ）
31	*Onychodactylus kinneburi*（シコクハコネサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴中5の項を26の項とし、4の項を24の項とし、同項の次に次の一項を加える。

25	*Hynobius steinegeri*（コガタブチサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴中3の項を19の項とし、同項の次に次の四項を加える。

20	*Hynobius oyamai*（チクシブチサンショウウオ）
21	*Hynobius sematonotos*（チュウゴクブチサンショウウオ）
22	*Hynobius setoi*（サンインサンショウウオ）
23	*Hynobius setouchi*（セトウチサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴中2の項を4の項とし、同項の次に次の十四項を加える。

5	*Hynobius bakan*（ヤマグチサンショウウオ）
6	*Hynobius boulengeri*（オオダイガハラサンショウウオ）
7	*Hynobius dunni*（オオイタサンショウウオ）
8	*Hynobius fossigenus*（ヒガシヒダサンショウウオ）
9	*Hynobius guttatus*（マホロバサンショウウオ）
10	*Hynobius hidamontanus*（ハクバサンショウウオ）
11	*Hynobius ikioi*（ベッコウサンショウウオ）
12	*Hynobius iwami*（イワミサンショウウオ）
13	*Hynobius katoi*（アカイシサンショウウオ）
14	*Hynobius kuishiensis*（イヨシマサンショウウオ）
15	*Hynobius kunibiki*（イズモサンショウウオ）
16	*Hynobius naevius*（ブチサンショウウオ）
17	*Hynobius nebulosus*（カスミサンショウウオ）
18	*Hynobius okiensis*（オキサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴の1の項の次に次の二項を加える。

2	*Hynobius abuensis*（アブサンショウウオ）
3	*Hynobius akiensis*（アキサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴に次の一項を加える。

33	*Salamandrella keyserlingii*（キタサンショウウオ）

別表第一の表二の第一中八を九とし、七を八とし、六の次に次のように加える。

七　二枚貝綱

イ　いしがい目

(1)　かわしんじゅがい科

1	*Margaritifera laevis*（カワシンジュガイ）
2	*Margaritifera togakushiensis*（コガタカワシンジュガイ）